

山口県警察施設広告掲出実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山口県広告取扱要綱（以下「要綱」という。）に基づき、山口県警察（以下「県」という。）が管理する施設の内部壁面等への広告掲出について、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領において使用する用語の定義は、要綱及び山口県広告掲載基準（以下「基準」という。）で使用する用語の例による。

(広告掲出の基準)

第3条 広告掲出の基準は、要綱第3条、基準第4条及び第5条の規定に基づくものとする。

(広告掲出の規制業種又は事業者)

第4条 基準第3条に定める業種又は事業者の広告は掲出しない。広告の掲出期間に当該業種又は事業者該当することとなった場合も同様とする。

(広告掲出の場所、規格及び掲出期間)

第5条 広告を掲出する場所、規格、種類、数量及び位置は、別紙のとおりとする。

2 広告を掲出する期間は、原則として1か月単位で1年以内とする。ただし、複数月の広告掲出の申込みがあった場合は、その掲出期間を複数月とすることができる。

なお、広告の掲出を開始する日は原則として当該広告を掲出する月の初日とし、広告の掲出を終了する日は原則として当該広告を掲出する月の最終日とする。

(広告の募集)

第6条 広告を山口県警察施設に掲出できる者（以下「広告掲出者」という。）は公募により募集する。なお、ポスター広告の広告掲出者は、山口県警察施設広告掲出申込書(様式1)により応募するものとする。広告付き庁舎案内板及び広告板（以下「案内板等」という。）の設置については、別途募集を行う。案内板等を設置した業者が広告掲出者となり、広告主の広告案を山口県警察施設広告掲出申込書(様式2)により、原則として広告を掲出する14日前の日までに県へ提出する。

(広告掲出者の決定)

第7条 県は、前条のポスター広告の掲出について申込があったときは、要綱及び基準に基づき、申込者及び申込の内容について審査し、広告掲出者を決定する。

2 県は、前項の決定を行ったときは、その結果を速やかに広告掲出決定通知書（様式3）により応募者へ通知しなければならない。

3 県は、第1項の規定により決定した広告掲出者が、第9条に規定する契約の締結を行わないときは、当該決定を取り消すものとする。

（行政財産の使用許可）

第8条 前条第1項により契約の相手方として決定された広告掲出者は、広告の掲出をするに当たっては、行政財産の使用許可を受けなければならない。

（契約の締結）

第9条 県は、前条により使用許可を受けた広告掲出者と、契約を締結するものとする。

（広告内容等の審査及び修正）

第10条 県は、要綱第10条の規定に定める山口県広告審査会（以下「審査会」という。）による広告内容等の審査の後、掲出の可否についての結果を山口県警察施設広告掲出承認通知書（様式4）又は山口県警察施設広告掲出不承認通知書（様式5）により通知するものとする。

2 審査会において、広告の内容等が基準第4条又は第5条に反すると判断された場合、県は、広告取扱業者に対し、当該広告の全部又は一部について修正、削除を指示するものとする。なお、広告が掲出中であっても同様とする。

3 広告主は、正当な理由がある場合以外は、修正、削除に応じなければならない。

（広告の作成）

第11条 広告は、広告掲出者が作成するものとする。

2 前項の規定による広告の作成に要する経費は、広告掲出者が負担するものとする。

（契約の解除）

第12条 県は、広告掲出者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することができる。

(1) 指定する期日までに、契約に定める広告料の納付がない場合

(2) 行政財産の使用許可が取り消された場合

(3) 契約の定めに違反した場合

(4) 前各号に掲げるもののほか、広告掲出を継続することが適当でない判断した場合

（広告料の還付）

第13条 徴収した広告料は還付しない。ただし、特別の理由があると認められるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(広告の変更)

第14条 広告掲出者は、契約の期間内において、広告の内容等を原則として月単位で変更することができる。

2 広告の内容等を変更する場合の手続きは、山口県警察施設広告掲出変更承認願(様式6又は様式7)により、第10条の規定に準じて行うものとする。

(広告掲出者の責務)

第15条 広告掲出者は、広告の内容、その他の広告掲出に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為、その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告掲出者は、広告の掲出により第三者に損害を与えた場合は、広告掲出者の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第16条 この要領に定めのない事項について、疑義が生じた場合は、県と広告掲出者が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

1 山口県総合交通センター本館 ポスター広告

場 所	規 格	種 類	数 量	位 置
総合交通センター本館 1 階	B 2 版縦 (縦 728 mm×横 515 mm)	ポスター	4 枠	県が指定する位置
総合交通センター本館 1 階	B 1 版縦 (縦 1,030 mm×横 728 mm)	ポスター	3 枠	県が指定する位置
総合交通センター本館 2 階	B 2 版縦 (縦 728mm×横 515mm)	ポスター	7 枠	県が指定する位置

2 交通安全学習館 ポスター広告

場 所	規 格	種 類	数 量	位 置
交通安全学習館 1 階	B 1 版縦 (縦 1,030 mm×横 728 mm)	ポスター	1 枠	県が指定する位置
交通安全学習館 2 階	B 1 版縦 (縦 1,030 mm×横 728 mm)	ポスター	3 枠	県が指定する位置

3 山口県総合交通センター 広告付き案内板及び広告板

場 所	規 格	種 類	数 量	位 置
本館 1 階待合ホール	<ul style="list-style-type: none"> ○ W 2.5m×D 1.0m×H 2.5m 以内 ○ 床面設置(自立可動式) ○ 掲出スペースの一部に行政情報用モニター(40インチ以上)及び庁舎案内を設置すること。 	広告付き 庁舎案内板	1 基	県が指定する位置
本館 1 階更新受付横	<ul style="list-style-type: none"> ○ W 1.0m×D 0.5m×H 2.5m 以内 ○ 床面設置(固定式) ○ 掲出スペースの一部に行政情報用モニター(40インチ以上)を設置すること。 	広告板	1 基	県が指定する位置

4 岩国警察署 広告板

場 所	規 格	種 類	数 量	位 置
本館 1 階待合ホール	<ul style="list-style-type: none"> ○ W 1.0m×D 0.5m×H 2.5m 以内 ○ 床面設置(固定式) ○ 掲出スペースの一部に行政情報用モニター(40インチ以上)を設置すること。 	広告板	1 基	県が指定する位置

5 下関警察署 広告板

場 所	規 格	種 類	数 量	位 置
本館 1 階待合ホール	<ul style="list-style-type: none"> ○ W 1.0m×D 0.5m×H 2.5m 以内 ○ 床面設置(固定式) ○ 掲出スペースの一部に行政情報用モニター(40インチ以上)を設置すること。 	広告板	1 基	県が指定する位置

(様式1)

山口県警察施設広告掲出申込書(ポスター広告)

年 月 日

山口県知事 様

申込者 所 在 地

商号又は名称

代 表 者

(受任者(代理人) :)

(電話番号 :)

※代表者名は自署で記入してください。法人等で自署
できない場合は、代表者名を記名し、受任者(代理
人)名を自署で記入してください。

山口県警察施設の内壁面への広告掲出について、下記のとおり申し込みます。
記

1 広告掲出施設

山口県総合交通センター・交通安全学習館

2 申込金額等

広告枠番号	申込価格(1月当たり)	広告の内容	広告サイズ
			B1・B2

※申込価格は消費税及び地方消費税を含む

※希望する広告枠毎に1枚ずつ提出をお願いします。

3 広告掲出希望期間

年 月 から 年 月(月間)

4 その他

広告の掲出にあたっては、山口県広告取扱要綱、山口県広告掲載基準及び山口県警察施設広告掲出実施要領を遵守します。

また山口県の県税(全項目)について滞納がないことを誓約します。

5 添付書類

(1) 広告原稿(案)

カラー印刷でA4サイズで2部提出してください。

(2) 申込者の業種及び事業内容がわかるもの

会社概要、パンフレット等

(様式2)

山口県警察施設広告掲出申込書(広告付き庁舎案内板及び広告板)

年 月 日

山口県知事 様

申込者 所 在 地

商号又は名称

代 表 者

(受任者(代理人) :)

(電話番号 :)

※代表者名は自署で記入してください。法人等で自署できない場合は、代表者名を記名し、受任者(代理人)名を自署で記入してください。

山口県警察施設の広告付き庁舎案内板及び広告板への広告掲出について、下記のとおり申し込みます。

記

1 広告掲出施設

山口県総合交通センター・岩国警察署・下関警察署

2 掲出する広告案

掲出媒体	広告主(企業名)	広告の内容	広告の種類
広告付き庁舎案内板・広告板			動画・静止画

※複数の場合は別紙一覧表の提出をお願いします。

3 広告掲出希望期間

年 月 から 年 月(月間)

4 その他

広告の掲出にあたっては、山口県広告取扱要綱、山口県広告掲載基準及び山口県警察施設広告掲出実施要領を遵守します。

また広告主である企業については、山口県の県税(全項目)について滞納がないことを誓約します。

5 添付書類

(1) 広告原稿(案)

カラー印刷でA4サイズで2部提出してください。動画の場合は、広告物の審査ができるよう場面ごとに印刷し2部提出してください。

(2) 広告主の業種及び事業内容がわかるもの

会社概要、パンフレット等

(別紙)

(様式3)

山口警会第 号
年 月 日

応募者各位

山口県知事

広告掲出決定通知書

下記公募について、次の者が掲出者として決定した旨を通知します。

記

公募名	山口県警察施設広告掲出（ポスター広告）
掲載施設	【 枠番号 】
掲出者	
備考	

(様式4)

山口警会第 号
年 月 日

広告掲出者

様

山口県知事

山口県警察施設広告掲出承認通知書

年 月 日付けで承認願があった山口県警察施設への広告の掲出について、下記のとおり承認したのでお知らせします。

記

- 1 広告掲出場所及び枠番号等
- 2 掲出期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 3 広告内容
申込みのとおり
- 4 その他
広告の掲出に係る手続きについては、担当職員の指示に従うこと。

(様式5)

山口警会第 号
年 月 日

広告掲出者

様

山口県知事

山口県警察施設広告掲出不承認通知書

年 月 日付けで申込みのあった山口県広告施設への広告の掲出について、下記の理由により不承認としたのでお知らせします。

記

- 1 掲出施設及び場所
 - (1) 広告場所
 - (2) 広告枠番号等
- 2 広告内容
申込みのとおり
- 3 掲出できない理由

(様式6)

山口県警察施設広告掲出変更承認願(ポスター広告)

年 月 日

山口県知事 様

広告掲出者 所 在 地

商号又は名称

代 表 者

(受任者(代理人) :)

(電話番号 :)

※代表者名は自署で記入してください。法人等で自署で
きない場合は、代表者名を記名し、受任者(代理人)
名を自署で記入してください。

下記のとおり、山口県への広告を変更したいので承認をお願いします。

広告の掲出にあたっては、山口県広告取扱要綱、山口県広告掲載基準及び山口県警察施設広告掲出実施要領を遵守します。

記

公 募 名	山口県警察施設広告掲出 (ポスター広告)
掲 出 施 設	山口県総合交通センター・交通安全学習館 【 枠番号 】
掲 出 期 間	年 月 日～ 年 月 日
広告の大きさ	B 1 ・ B 2
広 告 の 内 容	別添のとおり

(様式7)

山口県警察施設広告掲出変更承認願(広告付き庁舎案内板及び広告板)

年 月 日

山口県知事 様

広告掲出者 所 在 地

商号又は名称

代 表 者

(受任者(代理人) :)

(電話番号 :)

※代表者名は自署で記入してください。法人等で自署で
きない場合は、代表者名を記名し、受任者(代理人)
名を自署で記入してください。

下記のとおり、山口県への広告を変更したいので承認をお願いします。

広告の掲出にあたっては、山口県広告取扱要綱、山口県広告掲載基準及び山口県警察施設広告掲出実施要領を遵守します。

記

公 募 名	山口県警察施設広告掲出【広告付き庁舎案内板及び広告板】
掲 出 施 設	山口県総合交通センター・岩国警察署・下関警察署
広告主(企業名)	
掲 出 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
広 告 の 種 類	動画・静止画
広 告 の 内 容	別添のとおり